

第1回 中川・綾瀬川有識者会議

議事録

2006年12月4日(月)

出席者(敬称略)

座長 鮎川 登
委員 虫明 功臣
佐々木 寧
恵 小百合
中村 好男
渡辺 晃
浅岐 隆
吉川 國男

ワザハ - 埼玉県、東京都

1. 開会

【事務局：渡邊副所長】 本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまより、第1回中川・綾瀬川有識者会議を開会いたします。私、この会議の司会進行を務めさせていただきます、江戸川河川事務所副所長の渡邊といたします。よろしくをお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議の進め方につきまして御案内いたします。本中川・綾瀬川有識者会議は公開で行うこととしておりますが、この後当会議の規約、公開規定、傍聴規定等につきまして御説明させていただきます、御了解をいただきました後、公開にて会議を進めさせていただきますと思います。

それではここで、本日準備いたしました資料について確認させていただきます。まず議事次第、次に各委員の方の名簿、座席配置図、資料-1 としまして A3 判で第1回中川・綾瀬川有識者会議資料、資料-2 としまして A4 判で利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整

備計画に記載すべき事項(案)それと白版で利根川水系河川整備基本方針平成18年2月、国土交通省河川局のものが1部です。資料につきましては以上でございますが、過不足等ございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。引き続き、進めさせていただきます。なお、利根川流域市民委員会から、委員の皆様あてに意見書が届いておりますので配付させていただいております。

2. 規約、公開規定、傍聴規定の確認

【事務局：渡邊副所長】 続きまして、規約、公開規定、傍聴規定の説明に移らせていただきます。事務局より案内申し上げます。

【事務局：牛腸計画課長】 それでは、中川・綾瀬川有識者会議(仮称)規約(案)について御説明を申し上げます。資料はA4判の4枚紙になってございます。中身については読み上げさせていただいて、御説明させていただきます。

(名称)

第1条 本会は、「中川・綾瀬川有識者会議」と称する。

(目的)

第2条 本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長が「中川・綾瀬川河川整備計画(案)」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 会議の委員は、局長が委嘱する。

2 会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

3 委員の任期は「中川・綾瀬川河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、局長より委任された江戸川河川事務所長が招集するものとする。

2 委員の代理出席は認めない。ただしオブザーバーはこの限りではない。

(公開)

第 6 条 会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第 7 条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部及び江戸川河川事務所に置く。

2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第 4 条 3 項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の 2 分の 1 以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

この規約は本日からということで施行したいと思っています。

次のページで、中川・綾瀬川有識者会議(仮称)公開規定(案)について御説明します。

(目的)

第 1 条 本規定は、中川・綾瀬川有識者会議規約第 6 条の条項に基づき、会議の公開の方法を定めるものである。

(会議開催の周知)

第 2 条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに江戸川河川事務所ホームページにより一般に周知する。

(会議の傍聴)

第 3 条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

(資料の配付)

第4条 会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

(資料等の公開)

第5条 会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後HPにて公表するものとする。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、中川・綾瀬川有識者会議で定めるものとする。

(附則)として、施行日を本日の日付でつけたいと思っています。

それから3枚目で、中川・綾瀬川有識者会議(仮称)傍聴規定です。

(目的)

第1条 本規定は、中川・綾瀬川有識者会議公開規定第3条の条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所、氏名、年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前よりとする。

(入室)

第3条 傍聴者受付で受付を終了したものの会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

会議の撮影、録画をしてはならない。

(ただし、会議冒頭の頭撮りを除く。)

会議の録音をしてはならない。

発言、私語、談論等を行ってはならない。

発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。

プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。

ビラ等の配付を行ってはならない。

みだりに傍聴者席を離れてはならない。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。

前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第4条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場より退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、中川・綾瀬川有識者会議で定めるものとする。

(附則)として、施行日を入れていきたいと思えます。

それから最後のページには、傍聴をされる方のために、このような紙を会場の入り口に張って注意を促していきたいと考えております。説明は以上です。

【事務局：渡邊副所長】 ただいま御説明しました規約、公開規定、傍聴規定(案)につきまして、御意見等がございますか。事前にお配りした資料等について御意見を伺ってありましたが、鮎川先生から、有識者会議規約の第4条2項の「座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する」と書いてございますが、ここの部分は「座長は会議の進行を行う」としてはどうかという御意見をいただいております。皆さん、いかがでしょうか。御異議なければ、今申しましたような文章に修正したいと思えますが、よろしいでしょうか。

【佐々木委員】 そうするとこの有識者会議の招集は、江戸川河川事務所長さんですよ。例えば何かが必要があったときに、会をもう1度開いていただきたいとか、いわゆる

招集する権限はないですね、座長さんに。例えば「会議の円滑な運営」ということになれば、会議が必要なので所長さんに進言して、またお願いしたりということもできるんだけど、進行だけということになると、完全に進行だけですよね。

【鮭川委員】 私がさっき訂正の意見を申し上げたんですが、それは目的が、この会は学識経験を有する者等の意見を聞く場ということですから、ここではその意見を聞くことを円滑に進めればいいんじゃないかということで。座長も委員の1人ですから、委員の先生がこの会議の運営までするのか。目的としては意見を聞く場ですから、委員は原則として意見を言えばいいわけで。それで総括するということになると、何か取りまとめるような印象があるので、この場で意見を決めてまとめる必要があるのかどうかという。

【佐々木委員】 そこまでは言ってないですけど、例えば議論が十分尽くされなくて、時間的な問題とかいろいろあってちょっと不十分だとしたときに、追加の会議を開けるかということは、座長さんの権限ではできないということですよ。

【鮭川委員】 それはこの進行の中でうまく進まなかったら、次回の予定とか入ってくると思うので、そこで決めていけばいいんじゃないかと。進行の中でできることだと思いますね。運営というもっと広い意味を含むことになりますから、そこまで座長がするのは、この会議の目的からしてどうかなのということで、そういう文言は外した方がいいんじゃないかということで、私は意見を申し上げたんですけども。

【事務局：渡邊副所長】 いかがでしょうか、そのほか。

【虫明委員】 事務局が何を期待しているかという意味合いが一方であってね。恐らくまとめる、総括する、そういうものを期待しているのか、鮭川先生おっしゃるように、委員の意見を聞くだけでいいのか。聞くにしても、ある種のまとめをするのかどうかということですよ。

【鮭川委員】 まとめをすると、今度そのまとめたことに対して、それをどうするかという問題が出てきますよね。だから、この有識者会議の設置の目的になるわけで、この会議で何かそういうまとめる必要があるのかどうかという。

【事務局：北村所長】 もともと原案で、会議の円滑な運営と進行を総括するということをお願いをしたところでございますけれども、事前に鮭川委員からそういうお話がありましたので、私どもといたしましては、この会議は基本的には有識者の皆様のそれぞれの御意見をお伺いする場であります。したがって、この会議として意見をまとめるということは予定していないと考えています。ですので鮭川委員からお話がありましたので、

その案をまず皆様にお諮りしようということで、諮らせていただいたところでございます。

【事務局：渡邊副所長】 いかがでしょうか。事務局としては、今お話ししましたような会議の進行を行うということできたいと思うのですが、よろしいですか。

【事務局：北村所長】 なお実際の話は、もちろん皆様のこの会議での御議論の様子を皆さんで御判断いただいて、招集が必要であるというのであれば私の方で招集させていただくことになろうかと思えます。

【事務局：渡邊副所長】 そのほか、御意見等ございましたらお願いしたいと思えます。よろしいですか。なお、本日欠席されております埼玉新聞取締役編集委員の野口様には、あらかじめ資料をお送りしまして御意見を伺っておりますが、御意見はございませんでした。また、座長の選出につきましても、委員の皆様に一任するというお話をいただいておりますので、御報告させていただきます。

ただいま御説明しました規約、公開規定、傍聴規定等につきましてはこの場で「(案)」をとりまして、この会議より適用させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【鮎川委員】 第6条で、「会議の公開方法については会議で定める」となっていますよね。それはいつ決めることなんでしょうか。その内容が次の公開規定、これを認めれば自動的にそういうふうにするということになるんですか。

【事務局：渡邊副所長】 はい、そうです。よろしいですか。続きまして議事録の取り扱いにつきまして、1点御意見を伺いたいと思えます。公開規定の第5条に、「事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後HPにて公表するものとする」とされております。議事録の作成方法としましては、録音テープをそのまま文書化したもの、それから要旨として取りまとめたもの、それと発言者の氏名を記載するかどうかといったところがありますが、事務局案としましては、テープをそのまま文書化しまして、発言者のお名前を記載した議事録を作成したいと考えております。この点についていかがでしょうか。御異議等ございますか。

よろしければ異議なしということで、議事録につきましてはテープをそのまま文書化しまして、発言者のお名前を記載したものを作成させていただきたいと思えます。なお、これらにつきましては、公表の前に各委員の皆様には資料をお送りしまして内容を確認しまして、その後に公表というふうに進めさせていただきたいと思えます。それでは今後の会議につきましては、公開にて進行させていただきたいと思えます。

傍聴者がこれから入場いたします。さらに資料の配付等の時間がありますので、若干時間をとりまして、私の時計でただいま 13 時 48 分ですが、13 時 55 分までの若干の休憩をとりたいと思います。それまでよろしくをお願いします。

〔休 憩〕

【事務局：渡邊副所長】 御案内した時間より若干早目ですけども、皆さんおそろいですので、会議を進めさせていただきたいと思います。

ただいまより、第 1 回中川・綾瀬川有識者会議を再開いたします。先ほど、各委員の皆様様に本会議の規約、公開規定、傍聴規定等を確認していただきまして、本会議から適用することとなりました。傍聴される方はお配りしています、「傍聴にあたっての注意事項」を遵守していただくようお願いいたします。冒頭のあいさつの部分で、頭撮りの時間をとりたいたと思いますので、マスコミの方、御興味がありましたら御準備願います。

3. 挨拶

【事務局：渡邊副所長】 それでは開会に当たりまして、関東地方整備局渡邊河川調査官よりごあいさつと、本会議の趣旨について御説明いたします。

【事務局：渡邊河川調査官】 ただいま御紹介いただきました、関東地方整備局河川部の河川調査官をしております渡邊と申します。本日はお忙しい中、この中川・綾瀬川有識者会議の開催に当たりましてお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

この中川・綾瀬川を含みます利根川水系の河川整備基本方針につきましては、本年 2 月 14 日に策定・公表させていただいたところでございます。その基本方針の趣旨を踏まえまして、ただいま河川整備計画についての検討を重ねてまいりました。

この河川整備計画につきましては、流域の概要なり歴史なり風土なりといったものを踏まえまして、治水・利水・環境等々、幅広い計画を策定することになってございますので、専門家の皆様方の幅広い御意見を聞く必要があると考えておるところでございます。この中川・綾瀬川の河川整備計画の案を作成していくに当たりまして、河川法の規定ではございますけれども、河川・環境・水理・歴史・マスコミ等々の専門家のお立場から幅広い御意見をいただくために、この有識者会議を設けさせていただいたところでございます。

あわせまして利根川水系につきましては、本川、支川、非常に河川特性も異なり、非常

に面積も広い等々ございますので、利根川、江戸川本川系及び、中川・綾瀬川含めまして各支川系で5つに分割しまして、それぞれの河川整備計画をつくることを考えてございます。今回のこの有識者会議は、中川・綾瀬川の整備計画について議論していただく場でございます。そして、利根川水系の河川整備計画の目標につきましては、本川系につきましてはおおむね50年に1回ぐらいの洪水に耐えられるように。あと各支川系については、おおむね30年に1回ぐらいの雨を対象とした計画をつくろうと思っておるところでございます。基本的な考え方としまして、当然、上・下流のバランスであるとか、本・支川のバランスを保つこと。また、既存のストックの有効活用、あわせまして効率的な整備等々を念頭に置いて検討を進めてきたところでございます。

細かい内容については、後ほど事務局から御説明させていただきたいと思っておりますけれども、この整備計画の策定に当たりましては河川法に基づきまして、この有識者会議のような場で学識経験者の意見を伺うのとあわせまして、関係住民の方々の意見を反映させる措置も講ずることが定められておるところでございます。これらにつきましては、利根川水系全体で非常に広いところでございますので、流域各地での公聴会の開催とか、計画(案)の縦覧、インターネット等を使ったパブリックコメント等々を実施することによって、できる限り多くの方々の御意見も伺いながら、いい計画をつくっていきたくと思っております。

この利根川水系、特に中川・綾瀬川につきましては、よりよい河川整備計画をつくりたいと思っておりますので、皆様方の忌憚のない御意見をいただければと思っております。簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

4. 委員紹介

【事務局：渡邊副所長】 それでは、本日御出席いただいております委員の皆様の御紹介をしたいと思います。御紹介ですが時間の都合もありますので、配付してあります名簿及び座席表をもって御紹介にかえさせていただきたいと思っております。

なお本日、佛教大学の萩原先生、急遽御不幸ができたということで出席できないという連絡が入っておりますので、お知らせしておきます。なお、東京都建設局河川部・大坪計画課長様には本日急用ができたということで、代理で郷木様がお見えになっております

ので御紹介いたします。

5. 座長選出

【事務局：渡邊副所長】 続きまして、座長の選出に移りたいと思います。本会議の進行に当たりまして、座長を選びたいと思います。規約第4条に、「委員の互選で行う」というふうに定められておりまして、皆様に御提案したいと思うんですが、まず立候補される方、あるいは推薦される方がございましたらば挙手をお願いいたします。ございませんか。

立候補、御推薦ともにならないようですので、事務局の方で御提案させていただきたいと思っております。河川工学が御専門で、中川・綾瀬川のリバーカウンセラーも務められております、早稲田大学の鮎川先生を御推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【事務局：渡邊副所長】 ありがとうございます。異議なしのお声をいただきました。御賛同いただいたということで進めさせていただきます。それでは、中川・綾瀬川有識者会議の座長を、早稲田大学の鮎川先生をお願いしたいと思います。それでは鮎川先生、ごあいさつをお願いいたします。まず、お席の方に移動をお願いします。

【鮎川座長】 鮎川です。私は座長は不慣れですので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

【事務局：渡邊副所長】 ありがとうございます。それでは以後の進行を、鮎川座長をお願いしたいと思います。なお委員の方、発言される前に、御自身のお名前をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。では座長、よろしくお願いいたします。

6. 議事

～中川・綾瀬川の河川整備計画について～

【鮎川座長】 それでは議事次第に従って、議事を進めていきたいと思っております。先ほど事務局から紹介がありましたように、利根川流域市民委員会から、委員の皆様あてということで意見書が来ているということで、それについては各委員の方に資料として配付され

ているようですので、それをまず御確認お願いしたいということですのでお伝えしておきます。まず、中川・綾瀬川の河川整備についての、事務局からの資料の御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局：牛腸計画課長】 それでは説明させていただきます。資料はA3判の大きな資料-1というので御説明をいたします。1ページめくっていただきまして、河川整備基本方針の我々の河川改修の計画についての説明をさせていただきます。

資料に旧制度、新制度と書いてございますが、これは河川法の改正を境に旧制度、新制度と書いてございまして、平成9年に河川法が改正される前が上の旧制度ということです。河川法の平成9年より以前は、河川の改修計画については、工事実施基本計画を策定して進めることになってございました。この計画は時間の期限がございまして、最終的にこの計画ということで、長期の方針を示したものになってございます。

制度の見直しを行いまして、2つ大きな特徴がございまして。1つは、同じように長期の計画を河川整備基本方針というのでつくるんですけども、その下に河川整備計画ということで期限を区切った計画、当面の工事の目標、それから工事の内容等を示した計画をつくることにございまして。それからもう1つ、この河川整備計画をつくるに当たっては、学識経験者の方、それから住民等の意見を反映する場を設けるということで河川法が改正されて、河川の計画づくりの枠組みが変わってございまして。河川整備計画の策定については、また後ほど詳しく説明させていただきます。

次のページをお開きください。中川・綾瀬川が属します利根川水系の河川整備基本方針についてですけども、冒頭のごあいさつにもありましたが、平成18年2月14日に決定・公表をさせていただきます。その経過ですけども、まず国土交通大臣より、平成17年8月26日に社会資本整備審議会に付議をいたしまして、右側の方にございまして、河川整備基本方針検討小委員会で5回の審議をしていただいております。その審議を経て、右下の方になりますが、社会資本整備審議会の河川分科会で審議報告及び決議がされまして、この2月14日に決定・公表をしております。細かい内容につきましては御説明いたしません、本日の資料の中に、利根川水系河川整備基本方針という白い印刷物にして配付をさせていただきますので、また後ほどごらんいただければと思います。

続きまして3ページになりますが、中川・綾瀬川の基本方針の計画高水流量図を示してさせていただきます。これにつきましては、前計画、昭和55年に流量配分図を決定しておりますが、それを基本的には踏襲した形で、今回も基本方針の流量設定をさせていただきます。

それから4ページに、河川整備計画の進め方について。先ほど1ページにも説明をいたしました。もう少し詳しく説明をさせていただきますと、まず皆様方からの意見を聴取するために、私どもで河川管理者の原案を作成いたします。これを学識経験者の方々に意見聴取する、こういう有識者会議がそれになりますけれども、御説明をして意見をいただく。それから、関係住民の意見反映のための措置は、公聴会等を予定しておりますけれども、そういう場で意見を伺うと。これらの意見を踏まえまして案を作成いたしまして、さらに都道府県知事の意見を聞いて、決定・公表をしていくという運びにしたいと考えております。

河川整備基本方針、それから今後の進め方については以上です。よろしくお願いいたします。

【鮭川座長】 ただいまの御説明について、何か質問なり御意見ありましたらお願いいたします。どうぞ。

【恵委員】 恵小百合です。4ページの進め方の御説明をいただいた中で、関係住民の意見反映のための措置の関係住民の範囲、定義、あるいはお考えの公聴会の開催の姿といたしますか、そのあたりはもし今ここがお尋ねする場であれば、どんな様子になるのでしょうか。

【事務局：牛腸計画課長】 関係住民と申しますのは、中川・綾瀬川の流域にお住まいの方々、それから中川・綾瀬川の、例えば洪水が氾濫した場合に影響を及ぼす皆様方、それから利水も一部ございますので、水を利用している関係の皆様ということで、中川・綾瀬川に関係する方という解釈で考えたいと。

【恵委員】 広義に。

【事務局：牛腸計画課長】 はい。それから公聴会等につきましては、利根川水系は非常に広いものですので、現在、利根川水系の河川整備計画が5つのブロックで進行しております。それぞれのブロックごとに関係する県で2カ所程度で場所を設定しまして、広く皆様の意見を聞けるような公聴会という会議を設けて意見を伺っていきたい。そのほかにホームページや事務所、出張所などございますけれども、そういうところでの資料の縦覧を考えております。

【鮭川座長】 ほかに。どうぞ。

【佐々木委員】 埼玉大学の佐々木です。ちょっと細かい点ですけども、今日の会議で意見を、それから計画案が提案されるのですが、このときに提案するのは原案なので、

その意見を聞いた後に、意見を踏まえた案の作成。この案の最終案は我々に提示されることはないのですか、この形でいくと。言うなれば、我々の意見がどう反映されたかというフィードバックがどうなるかということですが。

【事務局：牛腸計画課長】 意見を聞く場は複数回考えておりますので、案がまとまった段階で説明をして、また意見をいただいて修正するという格好になります。最終的に都県に出す段階のものを御説明するための会議は、多分開かないと思うんですけども、資料を送付させていただくなり、ホームページに公表するということで御確認をいただくということを考えています。

【鮭川座長】 ほかにございますか。

【中村委員】 東京農業大学の中村と申します。先ほど事務局から御説明いただきましたが、今回は利根川水系を5ブロックに分けて検討を行うことになっています。私どもは中川・綾瀬川を対象に検討を行っていくわけですが、両河川の流域の水が利根川の中・上流域とかなり密接にかかわっていると思うのです。したがって、我々にとってはほかの4ブロックでの検討結果が、どうなっているのかという情報を知ろうとしたときに、我々が独自にホームページでアクセスして、そこで確認するということになるのでしょうか。あるいは別途に各ブロックでの検討事項が、我々に何かの形で配付されるのかをお伺いしたいのですが。

【事務局：牛腸計画課長】 各ブロックで議論されている中身までは、この会議の中では時間的なものもありますので御説明できないかと思いますが、大きく関連するものについては当然、この整備計画原案の中に含まれてまいりますので、不明な部分についてはまた御意見をいただきながら御説明をするという形で、進めさせていただくことになるかと思えます。いずれにしても、不明な点については明らかにした上で、御理解いただくことになろうかと思えます。

【鮭川座長】 ほかによろしいですか。どうぞ。

【浅枝委員】 浅枝です。ちょっとお伺いしたいんですが、中川・綾瀬川の総合治水ですが、このことはこの流域と密接に絡んでいます。この議論の範囲は、どのぐらいまで考えればよろしいんでしょうか。

【事務局：牛腸計画課長】 この後、流域の概要をまた説明をさせていただきますけれども、御指摘のように、中川・綾瀬川は総合治水の河川でございますので、総合治水では全流域でこの議論をさせていただいておる部分もございますので、その範囲というふうに

お考えいただければと思います。

【鮭川座長】 よろしいでしょうか。それでは次に、中川・綾瀬川の概要についてということで、事務局の方から御説明願います。

【事務局：牛腸計画課長】 引き続き、中川・綾瀬川の概要について御説明をさせていただきます。資料につきましては、正面のスクリーンにパワーポイントで資料を作成して映し出しておりますのでそちらをご覧ください、資料のかわりとさせていただきます。それではお願いいたします。

まず中川・綾瀬川の流域でございますけれども、御承知のことも多かろうかと思いますが、利根川、江戸川、それから荒川に挟まれた流域になってございまして、1600年代までは利根川や荒川がこの流域に乱流しておったんですが、利根川の銚子への東遷事業、それから荒川の今の姿への西遷事業が進められたことで、独立した流域になってございます。

流域の面積は約 1000km² ございまして、流路の延長で中川で約 81km、綾瀬川で 48km ということで、流域の市町村数は 20 市 3 区 11 町という形になってございます。流域はほとんどが埼玉の区間でございまして、埼玉県区間が約 90%、東京都区間が 7%、茨城の五霞町というのが約 2% ぐらいがございまして、それぞれの構成をしてございます。

中川・綾瀬川流域は先ほど申しましたように、もともと大河川の氾濫域でございまして、氾濫が行われて流域ができておりまして、沖積平野が連なる非常に平坦な地形になってございます。河川の勾配も非常に緩やかで、全体で約 81km 延長がございましてけれども、その中で高低差 20m という、非常に緩やかな勾配になってございます。おおむね平均で 4000 分の 1 になるかと思いますが、同じような都市河川の中では多摩川や鶴見川がございましてけれども、これらと比較しても、非常に勾配が緩やかだということがおわかりいただけるかと思いますが。

それから、流域の市街地の状況をまとめております。もともとは田園地域の広がるエリアでしたけれども、昭和 30 年代には東京都の区間で 5% ほどの市街地の状況ですが、年を追うごとに市街地の面積が増えていってございまして、現在はおおむね半分が市街化していると。流域の変化は水田、田んぼが減少して市街地が増えているということになってございまして、これによって水田等が持つ保水・遊水機能がだんだん失われてきているという状況になっております。

それから、流域の人口、資産を示しております。昭和 30 年代に流域の人口は 124 万人で、現在は 336 万人ですので、約 3 倍近い人口の増加になってございます。それから資産につ

きましては、昭和 30 年代には約 10 兆円程度が、今は 52 兆円近くになっていますので、5 倍程度の資産の集中という形になっております。

写真をつけておりますけれども、周辺は非常に稠密に市街化が進んでいるという状況になってございます。このように市街化が急激に進んだことがありまして、浸水被害が非常に顕著になった河川でございまして。こちらに主な浸水被害、これは近年のものですけれども、昭和 60 年の浸水被害の状況、平成 3 年、平成 8 年というふうな、近年でもたびたび浸水被害を起こしているという状況がございまして。ごく最近でも平成 16 年に台風 22 号がございましたけれども、ここは国が管理している区間の越谷市のあたりですが、現在の堤防の高さまで水が来て、水防活動によって難を逃れるということも行われていたところなんです。それから綾瀬川について、同じ 16 年の台風の被害です。これは県の区間だったんですけれども、堤防から越水をして市街地に水が流れ込むということも起こっております。

それから水質について、少し説明させていただきます。まず中川ですけれども、先ほどの市街化の進展が昭和 40 年代にございましたが、昭和 40 年代には非常に水質が悪化しました。縦軸に BOD を示してございまして、横軸には年次を示してございまして。スタートが昭和 37 年、一番こちらは平成 16 年ですが、ちょうど 40 年代には BOD が一番上は 15 を超えて 20 近くまで水質が悪化している。このころ、昭和 45 年には公害対策基本法ができた、それから昭和 46 年には水質汚濁法ができてございまして、排水規制がなされたことで、一旦水質が改善してございまして、今は横ばいの状態が続いている。赤い線が入っておりますけれども、これは環境基準値を示してございまして。環境基準値が下回る水質が長く続きましたので、平成 10 年に見直しがされて少しランクが上がって、D ランクから C ランクということで、5mg/l の環境基準になってございまして。その目標水質は今達成できない状況になっています。

それから、中川・綾瀬川共通の特徴ですけれども、水質が 1 年中同じようなものではなくて、灌漑期には農業用水の落ち水が流れる関係で流量が豊富になります。非灌漑期には生活排水だけになってしまいますので、これは横軸が 1 年間ですけれども、非灌漑期に水質が悪くなる。灌漑期には流量豊富でやや水質がよくなるという、1 年間の水質の変化がございまして。

それから同じく、綾瀬川の水質です。同じような形で見ただけであればいいんですが、綾瀬川についても昭和 40 年代に非常に水質が悪くなって、その後徐々には水質が改善してございますが、先ほどの中川とちょっと縦軸のとり方が違っていて、綾瀬川の場合は縦軸は 120

です。ですから、一旦 100 ぐらいまで水質が悪化しておって、近年でもこの線は 20 なんですけれども、20ppm のところをいったりきたりと。最近は少し水質改善しておりますけれども、まだまだ環境基準の C 類型には達していないという状況です。灌漑期、非灌漑期についても中川と同じように、非灌漑期の水質が悪いという状況になってございます。

それから中川の状況について、航空写真をもとにざーっと上流の方から少し説明をさせていただきますと思います。写真がお示ししていますのは、延長は 81km ございますけれども、国が管理しているのが約 20.6km ございまして、その上流端、越谷市、吉川市がございしますが、その地点からの写真を載せてございます。今、右岸側の方に線が 2 本入っておりますが、白い線がもともとの自然堤防、赤いのが我々が改修で一定の堤防幅を確保するというので、今、用地買収等をして川幅を広げようとしているところです。

中川・綾瀬川につきましては、もともと直轄で改修しておりましたのが、大正 2 年に洪水を受けたのをもとに、大正 5 年までに内務省の方で改修を進めて、一旦東京都、それから埼玉県さんの方で管理をするということで、国の管理ではなかったんですけども、昭和 33 年に狩野川台風で大きな洪水被害がございまして、昭和 36 年に中流部の約 20km を、直轄で管理するということになってございます。

次、下流の方へ順次進んでまいりますけれども、同じように旧堤防がございまして、それから新たな堤防。おおむね堤防間距離を 200m としまして、用地の買収を今進めておりまして、築堤を進めるという改修を進めております。特に先ほどからの絵からも出ていますけれども、このぐじゃぐじゃとした堤防があるのは、もともと利根川や荒川の乱流地域でしたので、自然にでき上がった自然堤防が現在も残って、それが堤防になっているという格好でございます。

順次また下がってまいりまして、中流部の八潮市、三郷市の周辺ですけれども、中川流域は特徴的に水がたまりやすいということで、放水路などの計画もされておりました、ここに外郭環状道路が通っているんですが、これに沿って綾瀬川から中川へ抜く綾瀬川放水路などもできております。これは昭和 38 年の総体計画をつくったときに計画に位置づけられておりました、放水路そのものは平成 4 年に通水をしておりました、現在 100m³/s のポンプがついて、綾瀬川から中川の方に水を抜くという放水路ができております。それから先ほどの綾瀬川放水路と同じように、ここに三郷放水路がございましてけれども、これについても中川・綾瀬川の水を江戸川の方に排水するというので、昭和 41 年に計画ができて、昭和 53 年に放水路ができて通水をしているということで、域外排水の施設が多く完

成している河川でございます。

それから、もともと中川・綾瀬川は農業用水で水は利用されておりましたが、現在は工業用水等の利用もされております。

こちらは大場川が合流している箇所です。それから下流の方、東京都区間に入りますと、両側は非常に都市化が進んでおり、あわせて低水路についても、川幅いっぱい低水路になってございまして、高水敷などがないような状況になっております。

ここは直轄の管理区間の境で、これより下流側は東京都さんの管理、これは旧中川で、こちらは東京都さんが新中川の放水路を掘削してできております。東京都さんの区間については、昭和9年に総合高潮防災計画がつくられておりました、昭和9年から事業をされているんですけれども、戦争など途中中断をいたしまして、昭和31年に高潮対策の堤防がほぼでき上がっております。現在は第2期工事ということで、高潮対策工事を引き続き行っておりまして、橋梁のたもとの部分であるとか、一部の区間でまだ完成してないところがあるということでございます。最終的には荒川に合流するという形になってございます。

次に、航空写真の方でも説明をいたしましたけれども、途中、一部高水敷のあるところがありまして、そこでは民地になっておるんですが、屋敷林などが発達して川の中にあると。それから広大な高水敷には農地がまだ残っているという形で、自然の状況が点在する箇所がございます。

次に、綾瀬川については全体約48kmございまして、国の管理の区間は約9kmでございます。ここから上流が埼玉県区間、これは東武伊勢崎線になりますけれども、ここから国の管理になってございまして、ちょうどこのあたりが草加市のあたり。松原団地の駅がこのあたりになりますということで、国道4号線、旧4号線がこう通っておりまして、4号線沿いに松並木がこのあたりにずっと連なる箇所の写真になっております。堤防の方はH・W・Lまでの暫定の堤防が大体できておりまして、暫定堤防でいきますと86%。完成はほとんどできておりませんが、H・W・Lまでの高さは確保されているという格好になってございます。中川と違って全川にわたってほぼ市街化がなされておりまして、川幅も非常に狭くて高水敷がほとんどない。こういう部分的に高水敷のあるところがございますけれども、ほぼ高水敷のない周辺の市街化がされた川になってございます。

ここまでが国の管理で、その下流の東京都区間については東京都さんの管理になってございまして、最終的には3kmぐらい荒川と並行する区間がありまして、中川の方に合流をしていくと。ここに上平井水門がございまして、これは防潮水門になっておりまして、高

潮のときにはこの水門が閉まりまして、高潮の逆流を防止するという事です。中川・綾瀬川の洪水についてはこの水門と、それから中川の放水路の方に今井水門というのがあります。その2つで閉まってしまいますので、河道内に貯留をするということで、高潮のときの貯留の区間が何キロか下流部にございます。

それから自然の状況ですけれども、先ほど申し上げたように、綾瀬川については高水敷がほとんどございまして、堤防についてもコンクリートの特殊堤がほとんどで、自然環境というようなところは現状ではないような状況です。ただ、先ほども紹介しましたような旧4号沿いの松並木など、一部ですけれども景観の非常にいい箇所も残っておりますので、こういうところについては、また整備計画でも工夫をしていきたいと考えております。

それから中川・綾瀬川、先ほど先生からも御指摘ありましたけれども、治水では非常に苦労をしている河川でございまして、総合治水対策を進めてございます。総合治水対策というのは、流域の市街化が非常に激しくて、河川管理者の河川改修だけでは治水対策がなかなか進まないという河川について、これは全国で17河川ほど指定をしているんですけれども、流域と一体となった水害対策を行うということで、河川管理者で行う事業。それから流域の自治体等が行う事業というふうに、河川管理者だけではなくて流域の行政、それから住民も含めた総合的な対策を進めるということ、昭和55年から進めております。

具体的な中身につきましては、河川管理者の対策としては、先ほど申しましたような河道の改修。これは綾瀬川ですけれども、狭い川幅を広げるという改修を行う。それから先ほど申しましたが、放水路等が中川・綾瀬川は非常に多く今まで工事をされておまして、例えば国道16号線の下にあります首都圏外郭放水路、それから先ほど紹介しました綾瀬川放水路、三郷放水路。それから河川の方では、洪水のピークをカットするための調整池などを整備して、河川対策を行っているところです。

ただ、この河川対策だけではなかなか浸水被害等が防げませんので、流域でも治水対策を行っていただいている。この絵は松伏町の市街化された地域ですけれども、こういう形で団地などが整備されると、もともと持っていた水田や畑の遊水機能が整備されることで失われますので、そのかわりに洪水のための調整池をつくって、川に一遍に水が集まらないような対策をするという流出抑制の施設を行うということで池を掘ったり、それからふだんはグラウンド、野球場などに使っていて、洪水のときにはそこに水をためるという流出の抑制対策を行っていただいております。

これは普段は公園で利用して、雨が降るとここに水がたまるという施設をつくっていただいています。これらは県の条例などで、こういう宅地開発が行われると義務づけをして池を設置していただいたり、それから行政指導において開発者に協力いただいて設置をしたりするという事で流域対策を進めていると。それから、既に開発が終わってしまったところでの対策として、公共が持つ学校のグラウンドであるとか、公共の施設のグラウンドなどを使って貯留の施設をつくるというようなことも進めております。それから各戸の対策としても、新たに家をつくる、ないしは既に建っているところでも、各家庭において貯留施設を設けてもらう。それから団地などをつくる場合には、浸透性の舗装などをしたり、棟と棟の間に貯留をする施設をつくるということを行ってありまして、これらについては助成金などを設けて、市民の協力を得ております。

ただ、これらについては、総合治水対策というのは流域の協議会をつくって計画をつくるんですけども法的な根拠がなく、行政指導等のレベルで皆さんに協力いただいてありまして、行政指導ということもあってなかなか行き詰まりがあるんですけども、平成 15 年にこの総合治水河川の計画を法的に位置づけるということで、特定都市河川の浸水被害対策法ができてありまして、既に鶴見川などでは法の指定を受けた流域となっているんですが、中川・綾瀬川でもこの特定都市河川の浸水被害対策法の指定を受けるべく、流域の関係自治体の方と今、勉強を進めているところでございます。

それから水質の問題についてですけども、水質についても先ほどの総合治水と同じように、河川管理者だけでは水質改善ができない部分がございますので、これについても地元各市町村、それから河川管理者、下水道の管理者と一体となった水質対策を進めることになってございます。河川管理者としては、河川の汚泥の浚渫であるとか河川直接浄化施設をつくる。下水道の事業者は下水道の整備をする。それから流域の自治体は、工場の排水等の規制を行うなど、流域で一体となった対策を進めています。

先ほどの絵と非常に似通っているんですが、流域内の対策としては生活排水の削減を図るであるとか、事業系の負荷の削減をする。それから河川の中では先ほど申しましたような浚渫、それから浄化施設などを設置するというふうに役割分担を決めまして、河川管理者と流域が一体となって、水質の改善を図っていくというようなことを行っておる。その結果、これは綾瀬川の水質を赤い点で載せてございます。ここが BOD100 ですけども、昭和 40 年代には一たん 100 近くあったものが、先ほどの水質汚濁防止法などの関連もございまして、一たん下がっていると。ただ下がっていると言っても、BOD でいくと 30 とか 20

というラインでございますので、流域での対策をするということで、河川懇談会を設立して流域一体でやりましょうと。

その後、平成7年になりますけれども清流ルネッサンス21という、これも流域と一体となった計画ですが、そういうものを立ち上げて一体となって整備をするということで、流域での対策を進める中で徐々に水質が改善されていく。現在でも清流ルネッサンスの第2期ということで計画がスタートしておりまして、おおむね10年で目標の環境基準を達成するというような、水質改善対策が進められている河川でございます。

これは近年の水質の改善状況ですが、先ほどちょっと縦軸が大きかったので、少し縦軸を絞って、一番上はBODが35になってございますけれども、徐々にこの清流ルネッサンスの対策を進める中で水質が改善され、目標の水質に近づいているということですが、これもまだ都市の開発等にあわせて、引き続き対策を進めていきたいということで考えております。

流域の概要を説明させていただきましたので、次に河川整備計画について説明をさせていただきます。資料につきましては、先ほどの資料-1の5ページをお開きください。中川・綾瀬川における河川整備計画の目標についてということで、まず治水の目標を定めております。将来的な目標、これは河川整備基本方針ですけれども、河川整備基本方針は長期計画として、100年に1回の洪水に耐え得る整備をするという目標を持っておりますが、河川整備計画では、これが30分の1の洪水に対する安全度を確保して目標を定めようとしております。これは戦後最大規模の降雨、昭和33年の狩野川台風ですが、この規模の洪水を安全に流すというのを目標にしていきたいと考えております。

計画期間は、おおむね30年間でやるという計画にしたいと考えております。この河川整備計画の目標流量が、下の図ように示してございます。中川の吉川の基準点で毎秒710m³、それから綾瀬川の谷古宇という観測地点で毎秒70m³ということで、計画の数値を考えてございます。

6ページで、河川整備計画についての考え方です。まず、左上の現状及び課題ですけれども、先ほどパワーポイントの方でもいろいろ説明してまいりましたが、現在の流下能力は非常に低うございまして、今、安全度は、5年に1度の降雨でも安全が確保されていないような状況です。現在は、先ほどの説明の中にありました総合治水対策を進めておりまして、総合治水の目標が10分の1の規模になっておりますので、まずはこの10分の1を達成すると。それから、流下能力確保の支障となる橋梁等が多数ございますので、これら

についても整理をしていこうと。

整備目標の考え方ですが、右上で、河道の拡幅、堤防の整備、掘削により流下能力の向上を図る。それから総合治水対策、それから現在検討中の特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の策定を視野に入れた整備を行うことを考えております。それから、必要な域外排水の施設を検討するということで考えております。

目標達成のための主なメニューといたしましては、下の方になりますけれども、現在着手済みの事業については、これは中川右岸側の堤防の築堤がございますが、継続して実施をして完了し、所定の事業効果を発揮させると。それから、堤防高が不足する区間については嵩上げを実施する。流下能力確保のための河道の掘削を行う。それから、所定の安全度確保のために必要な域外排水施設、先ほどの放水路等ですけれども、こういうものの検討、整備をしていく。流下能力の支障となる橋梁等については、管理者と調整を図りながら架け替えを実施していく。それから総合治水の河川でございますので、流域の自治体等と連携を行う事業についても、適宜実施をしていくということにしております。ただ課題がございます、右の方になります、域外排水施設、これは首都圏外郭放水路の延伸を考えておりますけれども、効率的な整備について具体的な方法を、少し検討させていただきたいと思っております。それから、先ほど説明しました新法との関係で、これから新法の指定をしていくという考えでおりますので、整合が図れるような形で考えていきたいというのを課題として持っております。

7 ページで、環境の関係でございます。上の方に水質、中ほどに河川環境、下に人とのふれあいというふうに分けて整理をしております。水質の現状の課題としましては、綾瀬川の上流域は依然として清流ルネッサンス の目標を達成していないという状況です。また、支川の古綾瀬川でも目標値を満足せずに負荷量が多く入ってくるという状況です。中川でも改善傾向にあるものの、安定した環境基準の達成ができておりませんので、これらについて対策を進めていきたいと考えております。

それから中ほどの環境の関係ですけれども、綾瀬川につきましては矢板等の護岸が全区間で多くなっておりまして、植物の生育環境がございません。中川については一部高水敷がありますけれども、動植物の生息・生育環境から見てまだまだ不十分ですので、自然環境の保全・再生が求められているという課題がございます。これに対して、右側の主な整備の方ですけれども、河道の掘削の際には、そういう自然環境の保全・再生ができるような形で進めてまいりたい。それから中川とともにですけれども、自然環境の保全・再生を

進めていくということを、整備の中身として載せていきたいと思っております。

それから、人と川との豊かなふれあいという中では、現状と課題として、中川・綾瀬川は首都圏における貴重なオープンスペースでありますけれども、水辺へのアクセス等が十分ではないということがございますので、これらの対策として水辺の楽校・水辺プラザなどの整備。それから、水面利用の促進などを進めてまいります。主な整備の内容としましては拠点整備ということで、部分的にビオパークなどの整備。それから、草加市さんと協力しながらですけれども、町並みの整備などを整備計画の中では載せていきたいという考えであります。

8 ページは、維持管理の目標についてです。目的としましては、治水・利水・環境に応じた維持管理。それから日常・異常時に、それぞれに応じた維持管理を行うということ、整備計画の中で示していきたいと思っております。河川管理施設を効果的・効率的に維持管理をするために、河川維持管理に必要な水準を定めまして、その水準に基づいて計画を作成して、河川の監視・評価・改善を一連で行うサイクル型の維持管理体系を構築するという事を考えております。維持管理の主な項目としましては、河道の維持管理、河川管理施設の機能の維持、防災情報の共有、地域との連携、それから河川環境の保全ということ、整備計画の中では記載をしていきたいと考えております。

続けてもう1点だけ。資料の中に、「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画に記載すべき事項」というつづりがございます。今ざっと御説明をしてきた中の項目が、順番に書いてあるというふうに御理解いただきたいんですけども、構成としましてはまず、中川・綾瀬川の概要が書いてございます。これはパワーポイントなどでも説明をさせていただきました。順次めくっていただきますと3ページに、中川・綾瀬川の現状と課題という項目が出ています。これについても、先ほど来の資料で説明をさせていただいたかと思っております。

それからずっといきまして6ページに、河川整備計画の目標に関する事項というのが出てまいります。ここを少し説明させていただきます。中ほどにちょっと色の濃くなっている部分がございます。河川整備の基本理念ということで、基本理念としましては、「安全で安心して暮らせ、水とふれあい、生物にもやさしい潤いのある河川づくりを行い、都市の発展との調和を目指す」ということで、キャッチコピー的なものをここに載せてございます。その内側には、安全で安心できる川づくり、清らかな川づくり、良好な河川環境及び生物や人にやさしい川づくり、都市と調和した川づくりというような基本理念をもとに、

整備計画を構成していきたいと思っております。

この目標については7ページの方にも、直轄管理区間であるとか、おおむね30年間でやりますと。それから先ほど説明した、30年に1回の安全度を目標にするということが書いてございます。時間もございませんのでずっと飛ばさせていただきまして、9ページの4に、河川整備の実施に関する事項ということで、基本的な考え方。これも今までの資料でいろいろ説明させていただきましたが、洪水ないしは高潮のそれぞれに対する安全の確保の仕方などについての基本的な考え方を示しておるのが、4の項目で16ページまで、整備の中身について書き込んでおります。

17ページに5として、その他河川整備を総合的に行うために必要な事項ということで、その他の事項ですけれども、最後のページだけ説明させていただきます。最後のページに5.6がございまして、流域全体を視野に入れた総合的な河川管理としまして、「・」の2つ目をごらんいただきます。「河川管理者と下水道管理者、地方公共団体が共同して、流域の浸水被害を防止・軽減するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域への指定及び流域水害対策計画の策定に向けての調査検討を推進」するということで、総合治水河川でありますので、こんなことも整備計画の中では書き込んでいきたいと考えております。

説明は以上です。

【鮭川座長】 どうもありがとうございました。全体の話をかなり急いで説明されたので、どこからやったらいいかわかりませんが、今回初めてなものですから、お気づきの点がありましたら御意見、あるいは質問をお願いしたいと思います。どうぞ。

【虫明委員】 最後に御指摘された特定都市河川浸水被害対策法ですが、中川・綾瀬川は都市化も激しいし、下流は感潮区間で、流すだけじゃとても対応できないというので、流域対策を強化するということでしょうか、それによって流量配分まで変わってくるんですか。とにかく普通の川で貯留施設があるものについては、貯留施設の分担量なんて書きますよね。中川では先ほどの流量配分図は見せてもらったけど、ある種の貯留施設、いわゆる分散型とかいろいろな貯留施設の分担量はもう決めてあるんですか。特定都市河川浸水被害対策法と整備計画との関係を、もう少し説明していただけますか。

【事務局：牛腸計画課長】 中川・綾瀬川につきましては、他の河川と基本高水流量ないしは計画高水流量の算出の仕方が異なりまして、もともと流域対策量を一定量先取りしまして、基本高水流量に当たるものを算出しています。ですから都市水害新法についても、

流域対策量を先取りして計画高水流量を算定しますけれども、既に中川・綾瀬川ではそういう算定の仕方になっておりますので、整備計画でも 710m³/s というふうに、計画流量を吉川で持っておりますが、これも流域対策量が約 800 万 m³ ですが、流域対策を行った後に流出してくる量というふうにして算出をしております。

【虫明委員】 そしたらそれをちゃんとどこかに書いておく。整備計画に書かれるんでしょうけれども、両方とも基本的な量ですから、貯留調整と河道分担というのは。わかりました。鶴見川でもそういう説明は聞いたけれども、でも、先取りするというんじゃなくて、両方を見ながら、それこそバランスをとるといふ計画論もあるんじゃないかと思うんです。先取りをしたというのは、後でこじつけたような計画論と、僕は思っていますけれども。その辺、流域分担とか流域対策と河道分担については、ちゃんとわかりやすくやられた方がいいと思います。それからついでにもう 1 個、ちょっと気になったのは、私、中川の上流をあんまり見たことないんですが、写真を見せてもらっていると、自然堤防の上に来た既存の堤防よりも内側に堤防をつくるようになっていますが、流下能力がないないと言いながらそういうことをやるのは、用地の関係とかいろいろあるかと思いますが、その辺少し説明していただけますか。

【事務局：牛腸計画課長】 先ほど航空写真でも御紹介させていただきましたけれども、19km 付近を一度出してもらえますか。これは 19km 付近、だいぶ下流の方ですね。この区間で、ここまでは自然堤防が非常に発達していて、ここからは兩岸既に整備がおおむね終わっている区間に入ってまいります。つまり下流側のこの区間で、ここにおおむね 200m の堤防間距離があるんですけれども、これはこれ以上広げられません。ですからこれに合わせて堤防の幅も、200m 堤防というふうな設定をしていった。

【虫明委員】 要するに上流で広げても、そんなに河道貯留的な低減効果が見込めないということで、下流の流下能力に合うような河道堤防幅をとったということですか。

【事務局：牛腸計画課長】 はい。ちょっと前へ戻していただけますか。前の方に堤防のある区間もございますので、必ずしも前へ出すばかりではなくて、堤防を後ろの方へ引き堤をする区間ももちろんございます。先ほど申しましたような下流の堤防幅が限られておりますので、それに合わせた形で全川にわたって、約 200m の堤防間距離を確保するという計画にしてございます。

【鮭川座長】 下流の現行の流下能力は、どのぐらいと推定されておりますか。

【事務局：牛腸計画課長】 現状ですか。約 400m³/s。

【鮭川座長】 さっきの虫明さんの質問とも関連すると思うんですが、整備目標の流量が $710\text{m}^3/\text{s}$ とありますよね。これはどういう流量ですか。狩野川台風程度を対象にしているということですが、狩野川のときの実績の流量なのか、流出計算して出したのか、どうやってこの値が出てきたんでしょうか。

【事務局：牛腸計画課長】 流域に 33 年パターンで、30 分の 1 の降雨強度の雨を降らせて、それで流出計算をして出しています。先ほどちょっと触れましたけれども、流域対策で貯留する分も含めて、川に出てくる量として $710\text{m}^3/\text{s}$ という算出になっております。

【鮭川座長】 そうするとあと、綾瀬川も $70\text{m}^3/\text{s}$ というのは同じ雨ですか。

【事務局：牛腸計画課長】 はい、同じ雨です。

【鮭川座長】 過去の例ですと、例えば綾瀬川は洪水になったけど、中川はそう大したことにならないとか、綾瀬川と中川は洪水が起きる状況というのは、大体 1 つの雨で出てくるんですか。

【事務局：牛腸計画課長】 1000km^2 と割に広いんですけども、低平地なものですから、一様に大体雨が同じような降り方をするというパターンが、過去の洪水では非常に多くなっておりまして、計画の中でも一様に降らせるというやり方にしてあります。つまり、中川と綾瀬川で降り方に差が出るということはありません。

【鮭川座長】 雨のパターンは 1 通りだけ。狩野川パターンで。

【事務局：牛腸計画課長】 はい、33 年パターンで。

【鮭川座長】 流域の分布とか時間分布は、33 年のパターンでやったわけですね。

【事務局：牛腸計画課長】 はい。

【鮭川座長】 どうぞ。

【吉川委員】 吉川です。資料 - 2 のところで御意見を申し上げたいと思います。『1. 中川・綾瀬川の概要の 1.1 流域及び河川の概要』ですね。これは 12~13 項目あるようございまして、これはこのとおりだろうと思ひまして結構ですけども、客観的な数字などを中心に書かれておりますのでそれに加えていただいて、両方の河川の特色が書いてないと、住民の方々がどのような河川なのかというのはピンとこないと思うんですね。私は、ちょっと今メモしたんですけど、4 つほど挙げたいと思うんです。まず中川・綾瀬川は、両方とも平野に水流が発現して流下する河川であると。それから、勾配が 4000 分の 1 と極めて緩いと。それから、地形・地質が関東造盆地運動だとか、活断層とか、不安定な地形・地盤を流れている河川であるということですね。それからもう 1 つ、河川の歴史的な付け

替えとか流路変更等によって、両方の河川はかつての流路、または廃止された後の残置された河川だということを、特色で書いておいた方がいいのではないかなと思います。それからさらにもう1点つけ加えさせていただければ、下流部はさっき出ております汽水域とか感潮区域があると。そういうようなことも書いておかれれば、住民の方々はこういう河川なのかというので。それからさらに言えば、これはなかなか書きにくいと思うんですけども、綾瀬川・中川、全国的にかつては環境というか水質が、極めて悪い河川として有名だったですね。そういうようなことも現実あったわけですから、その辺を改善しつつある現状も、悪かった現状、それから全国的に見て本当に改善されているのかどうかというの、これは別に河川事務所の努力が足りないというんじゃないで、現実問題、予算の配分だとかいろいろあると思いますので、そういうものは客観的に書いておいた方がいいんじゃないかなと思います。以上です。

【鮭川座長】 よろしいですか。

【浅枝委員】 浅枝です。1点、このような考え方の方がいいのではないかなという点について申し上げたいと思います。利水・治水・環境って世に言われて、例えば環境と治水が別物のようにとらえられているのではないかなという気がします。例えば、先ほど河道を広げますというところがありました。しかし、それは広げ方をうまくすれば環境に対して、例えばその一つの水質にとっても非常にプラスになります。自然の生態系を戻せば、それが水質にいいことはよく知られていますが、広げ方をうまくやれば、自然生態系が復元され、水質に対してもよい効果がもたらされます。広げ方を悪くやったときの例は、佐々木先生が後で指摘されると思いますが、すなわち、治水工事のときに生態系を壊すようなやり方をした場合です。そうしたことをやらないということはここに明記されていると思いますが、これと反対に、治水工事をうまくやれば、正の効果を生み出すことも頭に入れておくべきです。要は、治水と環境というのは極めて密接に絡んでいて、また同じ工事をやるにしても、うまくやることで、環境の目的を達成できる部分が大きいということ、しっかり頭の中に入れておいていただければいいと思います。特に、この現場は、いずれ川の幅は限られているわけですから、それを、治水、環境の両方の目的を達成するような方向で進める必要があると思います。

【虫明委員】 虫明です。おっしゃるとおりですが、それは単なる姿勢じゃだめでね、例えば御存じだと思うんですが、鶴見川あたりは、まさに最初は総合治水河川から始まったけれども、それが環境へ広がって、それはむしろ非常に地元の市民団体の方々がよくや

ったというんですが、結局今は鶴見川水マスタープランの中で整備計画とか、特定都市河川浸水被害対策法も、これは法定だけれども、要するにマスタープランの中で、まさにおっしゃる治水・利水・環境全部やると。法定計画というのは、これを見てもおもしろくないし・・・おもしろくないしというか、いろんなところで住民参加なんか言っているけども、そんな巻き込むような仕掛けがないんですよね。それから特定都市河川浸水被害対策法も、これは総合治水協議会がほとんどうまく機能していない。ここでもそうだと思いますけどね。だって治水だけを見ていて、そんな魅力感じないし、しないんですよね。だから本当は、環境も含めたマスタープラン的なものが動けばいいんだけども、そこを一つはどれだけ地元の盛り上がりがあるかということが大きくて、これを上から仕掛けるようなものでは・・・仕掛けるのは多少仕掛けますけれども。だからむしろ、中川・綾瀬川でそういう動きとか、恵先生御存じですかね。何か盛り上がりがあるものを統合するようなことができるんなら、まずそれをやるというのが、今の話を具体化することだと思ったので、余計なことを言いました。地元のいろんなグループとか環境団体あるかと思うんですけども、そういう人たちの盛り上がりというか、あるいは連携、ネットワークというか、そういうものはこの地域ではどんな状態なんですか。

【事務局：牛腸計画課長】 清流ルネッサンスなどでの清掃活動等に市民団体の方、協力していただいているという実態がありますけれども、自然保護団体で、例えば多摩川や江戸川のように、中川・綾瀬川特有の自然環境に対しての保護団体みたいなものは、余り存在しておらない状況です。

【中村委員】 中村です。A3 判の 10 ページに示されている中川の整備計画の中で、かなり河道の掘削区間が長いようですが、どれくらい掘削する予定なのか。それから、もし掘削される場合には、感潮河川ということで、塩水の遡上がどの辺まで影響するのかということをお聞きします。また、潮止橋から上流はかなり中川の沿川に農地があります。もし河道の掘削によって地下水が下がることになると、沿川の水田の透水性等の問題にも影響してくると思いますので、その辺の見通しをお伺いしたいのですが。

【事務局：牛腸計画課長】 河道の掘削につきましては、先ほどの国の管理している区間の上・中流部の方は、全体の比較として上流の方が多くて下流の方が少ない状況です。下流の方は東京都区間の方に入りますと、もう掘削の必要はない区間になってきます。全体の掘削量としては、今概算ですけれども、350 万 m³ ぐらいは整備計画では掘っていきなかならないかと思っています。2 つ言われましたけれども、塩水遡上については、塩水

遡上の解析モデルをつくりまして解析をしていますが、大きな遡上の変化はないという結果が出ております。これはまた別途資料を出していきたいと思っておりますけれども、それから地下水位の影響については、通常から、中川・綾瀬川は国の管理している区間でも、潮汐の影響で水位の変動をしておりますので、河道の掘削によって水位が低下するということはないと考えていますので、地下水位への影響はないのではないかと。ただ、地下水の塩分の影響については、検討はしておりません。

【中村委員】 350万 m³というのは平均の深さにしておよそどれくらいになるのでしょうか。

【事務局：牛腸計画課長】 深いところで2mくらいかと思えます。平均的なものは今出してないんですが、深いところで2m程度かと思えます。

【中村委員】 中川本川には幾つか農業用の揚水機場があり、それらへの影響が出てくる可能性があると思えますので、御検討いただければと思います。

【事務局：牛腸計画課長】 はい、わかりました。

【佐々木委員】 それでは、先ほど浅枝先生から言われたように、ネガティブの方のお話をします。例えば今の横長の10ページを見ていただくと、事業があって、その事業が治水の事業と、もちろん環境もやるということになると、環境の事業場所は綾瀬川のところにあって、言うなれば治水の事業と環境の事業って全く別個に動いていると。言うなれば、環境主体の事業というのはそうそうたくさんあるわけじゃないので、我々にとって環境の事業というのは、その治水事業なり大きな土木工事を伴うような工事をしたときに、どのような環境配慮の、あるいは環境と共存する工事をしてくれるのかというのが重要な課題になるわけですね。そのときに、今の例えば中川の中流、今回の大きな新しい堤防の付け替え、それから大きな掘削が行われるわけで、これは非常に大きく環境をいじることになるわけです。これが治水の技術的な面だけで動いて、例えば中川の下流の、既に整備されたような堤防が同じようにずっとできるとなれば、これはぞっとするような話で、ちっともおもしろくない話なのであって、おそらく住民の方も一番関心があるのは、その事業が始まったときにどういう工法で、どういうやり方が行われるのかということが重要。特に中川の中流部分に関しては、先ほどから話があった、環境等を含めた総合的な計画というイメージを出していただかないと。また中川下流と同じような堤防ができるのですかということになると、環境の配慮は別な所でビオパークを作るとかで何とかやってやる、それでお茶を濁すというのでは、これは環境を維持したことにはならないということなのです。

【鮭川座長】 今のとちょっと関連して、ここで出されている治水計画というのは、現在動いている治水計画がありますよね。大体それに沿ったような印象を受けているんですが。新しい河川法に変わり、それにあと利水と環境も含めて河川整備を考えなさいということです。この計画は治水計画と環境計画と、あと維持管理と別々に書かれていますが、初め整理するときはそれでもいいかもしれないけど、最終的な整備計画としてはそれを全部一体として、3つのことを考慮してこうなるというような形が望ましいと思うんですけども。あと治水に言うと、現状5分の1を30分の1にしたいということですが、現状がどういう状況であって、それを30分の1にするためにはどういうふうな形にしないといけないのかというようなことも、目で見てわかるような計画になっていると議論もしやすいと思うんですけども。

【佐々木委員】 追加で、実は平成15年、16年に既に、「江戸川・中川・綾瀬川の自然環境に関する検討会」が行われまして、私もその中の委員です。この会の方々も入っておられましたけれども。そこで中川の、例えば中流築堤計画にこれを盛り込んだ議論が既になされておりまして。例えば水際部の整備をどうするかとか、改修した断面形状をどうするかとか、それから流域のネットワークをどうするかというのは既に議論されているわけです。具体的なポンチ絵もある程度出ているわけで、ですからそういう成果を反映したもうちょっと具体的な、これはこういう形で、将来はこうなりますよと。単純に堤防を作って掘削しますという技術面だけの話だと住民の方も理解できないので、せっかくそういう検討会もやってきているわけですから、それをぜひ生かしていただきたい。

【鮭川座長】 きょうは3時半までの予定で、大分間近になってきたんですが、あと5分ぐらい御意見をいただきたいと思います。

【虫明委員】 今の関連して、先ほど浅枝さんの言ったことの延長線ですけども、ここで流域対策をするということは、貯留することです。先ほどの話を聞いていると、灌漑期には水が豊富、水質も改善されるというんだったら、その貯留施設を、非灌漑期には洪水は来ないんだから使うとか、環境と治水対策をリンクした計画はできるんですね。ところが、僕は法定計画がおもしろくないと言ったのは、法定計画というのはこういう項目が決まっていて、環境へリンクするようなことを書けないと言っています。僕はお役人のあれでわからないけど。書けないんだったら、その上位計画としての総合的な思想があってということが必要だというのは先ほど言ったんですけども、ここの特定都市河川浸水被害対策法は、浸透はあんまり期待できないですよ。やっぱり貯留が主になるだろうと

思うんですけれども。そうしたらそういうことは、考えればリンクすると思いましたが。恐らく次の議論になると思いますけれども、具体的にはそんな絵があると思っています。

【浅枝委員】 今の虫明先生のご意見に関してですが、総合治水では治水という観点で流域全体を考えようということです。しかし、虫明先生の御指摘の溜めた水もそうですが、それに加えて、県が管理を行っている流入する小さい川も重要です。そうした川と、いかにうまく整合性を保っていくか、つながりをもたせていくかということで水質は大きく改善され、水質対策の一番決め手になるはずですが、もちろん流域下水はその一つですが、それだけでなく、流域の川も全部含めて、また、治水だけでなく、水質などの環境面も加えて総合治水計画を考えられればいいのではないかと思います。法律的なものはわかりませんが、可能であればマスタープランとして書けないのかなという感じがしています。

【惠委員】 惠です。勾配が4000分の1という河川の特徴を持ったところは、日本のそのほかのエリアの経験とはちょっと違う対策がぜひ必要で、これこそヨーロッパから学んだいろいろな技術が使えるはずだろうと思うんですけれども、何せゆっくりした勾配の中で感潮域があり、しかも掘削をして拡幅するということは、同じ水量が流れが遅くなるケースがふえて、水が少ない時期には、もしも運ばれてきた土砂が安定的に来たら、洲とか瀬のできぐあいがうまく多様化できるのか。それから、東京湾に向かってはそんなに貢献しない土砂を供給するという観点から、貢献しないのか。それと実際上堤防をつくって、そこは垂直矢板がずっと入ってしまうのか。それを多自然にするかという対策をどのような材料でやるかということと、それからその生き物たちも含めた、どの生物相を呼び戻したいのかということも考えて、ハードの断面の形状が検討されるべきだと思うんですね。それに合わせた、今、虫明先生がおっしゃっていた流域の貯留について、農業用地が貯水能力の担保にちゃんとお約束していただけるのか、それは当然、農業は農業で別個ですということなのか、それを確認する必要があると思うんです。3番目に水質のことを配慮するのであれば、水際線のエコトーン的なつくり方、あるいはどこかに可能性があるかどうか分かりませんが、ワンドのような形で浄化をする、ちょっとした出っ張り、引っ込みがつくれるのか、つくれないのか。場所によってだと思うんですが。この辺が治水の工事なんだけれども、あるいは堤防を検討する工事なんだけれども、何か新しい知恵はないのだろうかというふうに、非常に思います。ですからそちらの検討が盛り込める可能性を、河川関係者ばかりでない市民団体もいろいろ考えておられると思うので、いろいろな人の知恵を入れていけないかということをおもっています。

【鮭川座長】 そろそろ予定の時間です。今日のところはよろしいでしょうか。では、皆さんからの御意見を伺うのは、本日はここで終了させていただいて、今後どういう予定を考えているか、事務局の方からお願いします。

【事務局：牛腸計画課長】 本日いただきました御意見等につきましては取りまとめをさせていただきまして、次回の会議にまた反映させた形で出していきたいと思っております。12月18日の午前10時から12時までという時間で、次回開催させていただきたいと思っております。次回につきましては、いただいた御意見等を踏まえまして、河川整備計画の原案につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。佐々木先生などからも御指摘いただきましたけれども、まだ具体的な部分になってなく、きょうは骨子みたいなもので説明させていただきましたが、次回は原案という形で説明をさせていただきたいと考えております。本日の議事録につきましてはお取りまとめをさせていただきまして、早急に各先生方にお送りをして、内容の確認等をしていただくように考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。

【鮭川座長】 では、よろしいでしょうか。あとは事務局の方でお願いします。

7. 閉会

【事務局：渡邊副所長】 長時間にわたりまして御討議、ありがとうございました。以上をもちまして、第1回中川・綾瀬川有識者会議を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。